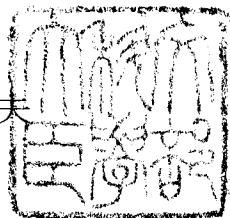




21文科高第799号
平成22年3月31日

国立大学法人愛知教育大学長 殿

文 部 科 学 大 臣
川 端 達 夫



国立大学法人愛知教育大学の中期目標を達成するための
計画（中期計画）について

平成22年3月30日付け21愛教大総第186号をもって認可申請のあった標記の件については、別紙の留意点を付した上で認可します。



(別紙)

- 中期計画別紙記載の「予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」については、今回は「暫定」と表記された金額をもって認可すること。

なお、今回運営費交付金の試算に用いた α_1 ～ α_3 の係数値等については、現時点では確定していないため、これらについては、今後の予算編成過程において決定すること。

- 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条の規定に基づく「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」(平成21年6月5日付文部科学大臣通知)の趣旨を踏まえ、第2期中期目標期間を通じて、組織及び業務全般の不断の見直しに努めること。
- 中期目標又は中期計画の記載内容を変更する場合には、速やかに修正手続きを行うこと。
- 中期目標及び中期計画の個々の記述について、中期目標及び中期計画に記述があることをもって個別に予算措置を行うことを意味するものではないこと。
- 教育研究組織の設置に関する記述で、大学設置・学校法人審議会の審査を要するものについては、中期目標及び中期計画の記述に関わらず別途の審査が必要であること。

国立大学法人 愛知教育大学

中期目標・中期計画 一覧表

(平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日)

平成 22 年 3 月 29 日 中期目標 提示

平成 22 年 3 月 31 日 中期計画 認可

平成 24 年 3 月 30 日 中期計画 変更認可

平成 25 年 3 月 29 日 中期計画 変更認可

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 46) (大学名) 愛知教育大学

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>愛知教育大学は、「愛知教育大学憲章」を踏まえ、教員養成を中心とした教養教育を重視する大学として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、大学の自治の基本理念に基づき、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることを目的として、以下の目標を掲げる。</p> <p>① 学士課程教育においては優れた教養教育を実現し、教員養成課程では、愛知教育大学が養成すべき教員像の下に、体系的教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う専門職業人としての教員の養成をめざす。現代学芸課程では、専門基礎教育を基礎に、中高教員を含む幅広い職業人の育成をめざす。</p> <p>② 大学院課程教育においては、教育学研究科では、学校教育に必要な高度専門職業人（教員）の養成を柱に、学芸諸分野の有為な人材の育成をめざす。教育実践研究科では、学校教育に関する理論と実践の融合を基本に、実践的指導力や学級・学校経営力を備えた高度専門職業人（教員）の養成をめざす。</p> <p>③ 愛知教育大学は、教育大学の特性を活かし、教育諸科学をはじめ、多様な学術研究分野及び教育実践分野において、優れた研究成果を生み出し、学術と文化の創造及び発展に貢献し、これらの成果を地域社会へ還元するとともに、国際化を推進し、特色ある大学を創造する。</p> <p>これらの目標の達成に向け、当面する6年間の対応として、県内出身者が80%を超える愛知教育大学にあっては、県内出生数の変化及び教員養成政策の動向等を踏まえ、教育研究の質の向上に努めるとともに、時代や社会の要請に応えうる組織整備を行う。</p>	

<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 2010年4月1日から2016年3月31日</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>① アドミッションポリシーに関する目標 愛知教育大学の理念及び教育目的を踏まえ、学士課程では教員養成課程及び現代学芸課程ごとに、大学院課程では教育学研究科及び教育実践研究科ごとに、アドミッションポリシーを明示し、学士課程においては広く教育に関わる課題及び現代的課題に関心と意欲のある優れた学生を、大学院課程においては教育科学をはじめ専門的学術や実践的指導力に関する基礎・基本的な資質・能力を有し、課題意識を有する学生、現職教員などの社会人及び留学生を積極的に受け入れる。</p> <p>② 教育課程に関する目標 愛知教育大学が養成する学士課程及び大学院課程における特色ある「学生像」及び「養成すべき教員像」を明確に示し、その実現を図るため教育課程の一層の充実及び体系化を進める。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学士課程における教員養成課程と現代学芸課程、大学院課程における教育学研究科と教育実践研究科のアドミッションポリシーを策定又は見直しし明示する。 ② 優れた資質・能力を持つ学生を確保するため、学士課程においては、受験者の能力・適性など多面的に評価できる入試方法等の見直しや様々な広報活動を通して受験者増を図る。また、大学院課程においては、学部直進者及び現職教員・社会人それぞれに対応した志願者増のための入試方法等の見直しや広報活動を展開する。 ③ より分かりやすく的確な情報提供を行うため、受験案内を充実とともに、多くの国からの留学生に対応するため、複数の言語による受験案内用のWebサイトを充実する。 ④ 学士課程においては、愛知教育大学の特性を活かし教育科学、教養教育、幅広い専門教育を強化しそれぞれの関連性を深め、「学士力」を保証するため、教員養成課程では、教育科学、教科教育及び教科専門間での連携を強化するなど体系的・計画的教員養成プログラムを構築する。また、現代学芸課程では、リベラルアーツ教育を展開し、専門基礎教育の充実と国際通用性をめざす教育課程全体の点検と必要に応じた見直しを行う。 愛知県にある教育大学として、特に科学・ものづくり教育、外国人児童生徒のための教育、特別支援のための教育等の推進など、個性化を進めるための教育プログラムを構築する。 ⑤ 大学院課程においては、高度専門職業人として教員の専門性と自律性の確立をめざした教育課程の体系化を図る中で、履修カウンセリング等を取り入れ、多様な学</p>

③ 教育方法に関する目標

全学的に授業方法を改善するとともに、学生の自学・自習を支援する学習支援体制を整え、自ら学ぶ意欲を高めるための授業方法を全学的に構築する。

④ 成績評価に関する目標

成績評価に関する運用システムを開発するとともに、各授業科目の担うべき授業目標とその評価規準を明確にし、学業成果の質を保証できる適正かつ厳格な成績評価を実施する。

⑤ 教育の成果に関する目標

学士課程や大学院課程における教育が、将来的にどう活かされているのか、また活かされることが保障できるよう、継続的に教育の成果について検証を行う。

習歴を踏まえた学生に対応した体系性のある教育プログラムを開発する。

- ⑥ 教育創造開発機構の下、大学教育・教員養成開発センターを中心に、学習サポートシステムを全学的に活用できるよう充実し、各授業における専門的内容の修得と同時に対話・表現力の獲得を通してコミュニケーション力の向上など、学生参加型の多様な授業形態の実現を図る。
- ⑦ 担当教員グループで適切な授業目標と評価規準を設定し、成績結果を教員間で共有するなど、成績評価の厳格化を進め、併せてG P A値の信頼性を高めることにより学習支援と指導のためのG P A制度を充実する。また、公平な評価を保証するため、学生に成績結果の統計的情報を公開する。
- ⑧ P D C Aサイクルにおけるチェック機能の役割として、授業アンケートを実施し、授業目標や学生が獲得した成果について点検評価を行うとともに、卒業生及び修了生に対し、大学での教育が一定の経年後にどのように活かされているのかについて追跡調査を実施する。
- ⑨ 現職教員が大学院修了後、学校現場において十分にその成果が發揮できるようにするため、W e b や夏季休業時等を活用し、継続的な支援体制を構築する。
- ⑩ 修士論文に加えて卒業研究の概要の電子化を進め、広く学内外からの閲覧利用を可能にする。
- ⑪ 大学院生の10%が国内外の学会での発表や学会誌等へ投稿できるよう指導を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

① 教職員の配置に関する目標

第一期中期目標・中期計画実施期間における教育実施体制の問題点を再点検し、より充実した教育を実施するため教職員の再配置を行う。教員養成課程及び現代学芸課程の教育組織の見直しを行う中で、教養教育及び専門教育の実施にふさわしい教員組織を編成する。

② 教育組織・教育環境の整備に関する目標

愛知教育大学の特性が一層活かされるための教育組織の整備を進めるとともに、学習活動を支援するため、環境・施設・設備の

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 現在の教育学部の規模及び課程を基礎に、愛知県内の出生数の変化や教員養成政策動向等を踏まえ、教育組織及び学生の配置の見直し並びに教員組織の見直しを進め、より効率的・効果的な教職員の配置を行い、教育効果を高める。
- ② 全員担当を基本とする現在の教養教育の実施体制について、教養科目の内容及びグループ体制の再編を行い、教養教育を充実する。
- ③ 教育実践に深く関わる教員養成系共同大学院博士課程を設置する。
- ④ 学習サポートシステムを構築するための人的・物的支援環境を整備するとともに、多様な授業形態に対応できる教室等の整備や授業空き時間帯の教室の有効活用を

一層の充実を図り、学習環境を整備する。

③ 教育の質的改善のためのシステム等に関する目標

教育の質的改善を図るため、授業改善を推進する実施体制を構築する。

④ 教育実習の実施に関する目標

教育実践力養成の柱である教育実習の充実のための研究体制を構築し、持続的に教育実習の質的向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

① 学習支援に関する目標

学生が高い学力を習得し、併せて、コミュニケーション能力、自己管理力、チームワーク等の社会人としての基盤となる資質・能力を養うため、学習支援を組織化する。

② 生活支援に関する目標

女子学生が60%を占める愛知教育大学にあっては、両性の平等を尊重し、すべての学生が健康で安全安心な生活を送れるように学生生活の支援組織の見直しを行う。

進め、併せて大学院生の研究環境を改善するため、適切な学習スペースの確保を実現する。

⑤ 附属図書館のハイブリッド化を一層進めるとともに、大学全体の教育の現代化・高度化にふさわしい施設・設備の改善充実に努める。

⑥ 教員間で互いの授業を評価するとともに、学生による授業アンケート内容を再検討し、その結果の教員へのフィードバックを迅速化し、教員はそれをもとに自己評価を行い、より一層の授業改善を進める。そのため、専門性を持って取り組みに専念できる教職員の配置等の支援体制を構築し、FD・SDの推進を図る。また、これらの取組の成果に基づき、大学改革支援のための競争的資金に積極的にチャレンジし、システム改善に役立てる。

⑦ 北海道教育大学、東京学芸大学及び大阪教育大学との連携を推進し、全国の教員養成教育の諸課題に対応するための機構を設置し、その下に活動拠点としてセンターを置き、全国の教員養成系大学・学部との交流の拠点とする。

⑧ 教育創造開発機構の下、教育科目等と教育実習の体系化を進め、教育実習の到達目標をより明確にするとともに、教育実習の成果をきめ細かく把握し、教育実践に関わる教育の充実を図るため、事前・事後の指導の充実及び実習時における実習校と連携しての学習支援を強化する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 指導教員制、オフィスアワーを充実するとともに、入学から卒業・就職までのきめ細かい学生への学習支援体制を整備する。特に、学習困難な学生への支援を強化し、退学率の遞減につなげる。

② 学生がスムーズに大学生活を踏み出せるように、入学時のオリエンテーション、履修指導及び教員との交流の場などを工夫・充実する。

③ 障害のある学生に対する支援のため、バリアフリー化を含む学習環境の整備、介助担当学生の配置等を行う。

④ 生活相談、ハラスマント相談、健康支援・メンタルヘルス支援、経済的支援、課外活動支援、ボランティア活動支援、及び学生生活上の支援などを全学的・組織的に行う。

③ 就職支援に関する目標

入学時から卒業まで一貫して学生の個性に応じた就職支援を行うための方策を充実・改善する。

⑤ 全国トップレベルにある教員養成課程新規学卒者の教員就職率を、維持・向上させるために支援策を強化・改善する。

⑥ 企業や公務員等、学生の広範な進路希望に対応した進路先の開拓及び情報の提供等就職支援策の充実改善を行うとともに、学生のキャリアデザインを含む包括的な就職支援に関する研修を行い、教職員の意識改革を進める。

⑦ 国際交流センターを充実し、日本語教育を含む学習支援、国際語による授業開講、生活相談・健康支援・メンタルヘルス支援・経済的支援等の生活支援、就職支援などの支援を行う。

④ 留学生への支援に関する目標

留学生の大学生活に対する様々な要望に応えるとともに、日本での生活及び大学での生活における不安の解消を図るために様々な支援を充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

○ 愛知教育大学の特性を活かし、それぞれの教員が独創的で優れた研究成果を生み出し、多様な学術研究機能の充実を図り、特に、教育現場が直面する諸問題の解決に寄与できる先進的な研究を推進し、それらの成果を社会へ還元する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

① 教員養成と教養教育を二本の柱とする愛知教育大学の特性を活かし、各研究者が多様な学問分野において独創的で優れた研究を行う。

② 教育現場が直面する諸問題の解決に寄与するために、教員養成に関わる領域に重点的に取り組み、各種研究プロジェクトを組織し、先進的な研究成果を生み出すことをめざす。

③ 「愛知教育大学学術情報リポジトリ」、「愛知教育大学研究者総覧システム」及び「愛知教育大学出版会」を通して研究成果を広く社会へ公表するとともに、社会に対する提言・助言等を積極的に行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標

① 研究環境の整備に関する目標

大講座制の利点が有効に機能するように、全学的見地から研究資金の配分を行う。研究設備等に関しては、その充実に努めるとともに、学内資産の効率的な活用を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 大きな成果が見込まれる研究課題やプロジェクト研究への重点的かつ弾力的な研究資金の配分を行う。現有設備の使用状況を検証し、その整備を行うとともに、研究設備の共同利用を積極的に推進する。また、科学研究費や受託研究費について、申請サポート体制を充実する。

② 個人評価調査票を活用して自己点検を行うとともに、特に優れた研究について

研究成果の自己点検と客観的評価により、研究活動の状況や問題点を把握するとともに、学内外の研究者との連携や交流を推進する。

は、その成果を広く社会に対して発信することで研究を活性化させる。また、研究集会の開催状況、外部資金の受入状況なども積極的に公表する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 県内の教育関係機関等との連携協力を維持・発展させるとともに、愛知県の中でも西三河地域を拠点とする国立大学として、幅広い研究分野を有する愛知教育大学の特性を活かした社会貢献を実施し、地域社会の要請に応える。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 地域連携センターを軸に、近隣市町村教育委員会との覚書に基づく連携の実績を踏まえ、近隣市町村と新たに包括協定を締結することにより、連携協力を強化する。また、教育委員会との連携による教員研修及び研究指導のための教員派遣を行う。
- ② 愛知教育大学の特性を活かした公開講座及び市町村等との連携講座などを開催するとともに、学術講演会及びシンポジウムなどを愛知教員養成コンソーシアムの活用や関係団体との連携により開催し、教育研究の成果を社会に還元する。

(2) 国際化に関する目標

- 国際社会に開かれた大学として、国外の高等教育機関との連携や国際交流を推進し、留学生の積極的受入及び派遣を通してアジア地域をはじめ世界の教育と文化的発展に貢献するなど国際化を積極的に進める。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 留学生受入数100人を目標に、広報宣伝を強化し、特に、教育研究基金の充実を図り、海外協定校からの留学生の受入及び派遣数を増やす。
- ② 国際学術交流協定締結校を協定未締結地域に広げるなど、協定校を増やし、また、協定校との単位互換・ダブルディグリー制度、研究者交流を進める。更に、JICAをはじめとする国際関係機関等との連携により学生や研究者交流を推進し、国際化を進める。
- ③ 名古屋大学と三重大学等と連携してグローバル人材の育成に取り組む。

(3) 附属学校に関する目標

- 学長のリーダーシップによるマネジメント機能を強化し、附属学校園は、それぞれの特性を活かした先導的・実験的な学校教育の実践を行い、学部・大学院の教育に関する研究に協力しながら、教育実習等の活用を拡大し、学部・大学院と共同して国レベルをはじめ地域の教育課題の解決と学校

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 附属学校園は、大学の実験校・実習校として、附属学校園の組織運営・業務運営の効率化を図る中で、附属学校園教員と大学教員との共同による教育研究を推進しながら、人的・物的資源の効果的かつ効率的活用をめざす。
- ② 附属学校園は、学部・大学院と共同で行う教育研究活動の成果を地域に向けて発信し、教育内容・方法の開発及び教員研修等を地域の教育界と連携・協力しながら

教育の発展に寄与する。

ら、先導的・実験的な取組を推進する国レベルの拠点校及び地域のモデル校として寄与する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 学長のリーダーシップの下、トップダウンとボトムアップの調和を図りつつ、迅速な意思決定と円滑な法人の運営が図れる体制を整備するとともに、法人の運営等に外部有識者の意見も活用する等、開かれた法人運営を行う。
- ② 機動的・機能的観点から教育研究組織を見直すとともに、教職員の業績を適切に評価するシステムの整備・充実を図るなど、組織の活性化を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 学長のリーダーシップをより一層發揮できるよう、法人運営体制の見直しを行う。また、学長裁量の教員及び経費を確保し、弾力的で機動的な人的・物的資源の配分を行う。
- ② 経営協議会の審議の一層の活性化を図り、併せて地元教育界等との意見交換の場や顧問会議等での外部有識者の意見を法人の運営に活用する。
- ③ 組織運営の効率化や審議の継続性の観点から、各種委員会等の再編及び委員構成の見直しを行う。
- ④ 監事監査、内部監査を計画的に実施し、その監査結果を法人の運営に反映させるシステムを充実する。
- ⑤ 機動的・機能的な観点から、教育創造開発機構の下にセンターを配置するなど教育研究組織の改組・再編を行う。
- ⑥ 大学の実験校・実習校としての役割を踏まえた附属学校園の見直しを行う。
- ⑦ 教職員の業績を適切に評価するシステムを整備する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 機動的・機能的な事務組織を整備するとともに、事務職員の資質向上と事務処理の合理化・効率化を更に進める。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 現在の3部12課体制及び各附属学校園の事務組織の見直しを行い、スリム化・効率化に取り組む。
- ② 全事務職員に研修の機会を与える。また、民間企業等で一定の経験を有するなど、専門的知識・能力を持つ人材を登用する。
- ③ 事務の合理化・効率化の観点から、他大学との共同事務の導入の検討も含め、業務のアウトソーシング化を進めるとともに文書処理規程等の見直しを行い、決裁文書等の削減及び迅速化を図る。

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- 科学研究費補助金、受託研究費、奨学寄附金などの外部資金の獲得に組織的に取り組む。また、公開講座等の開催などによる自己収入の確保を図る。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減に関する目標

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標

- 業務内容やプロセスを多角的に点検し、効率化、合理化、簡素化による経費抑制を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 経営的視点に立って、法人が保有する土地・施設・設備などの固定資産及び流動資産を効果的・効率的に運用する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 研究者総覧をはじめ各種の情報媒体を通じて、教員の研究内容及び研究業績を積極的に外部に発信し、科学研究費補助金、受託研究費、奨学寄附金などの外部資金の増額を図る。特に、科学研究費補助金については、申請件数100件、採択額1億円を目指す。
- ② 学校現場や地域社会のニーズに合わせた公開講座及び心理教育相談等を充実させ、自己収入を確保するとともに教育研究基金を一層充実する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革を取り組み、平成18年度から5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

- ① 業務の合理化、効率化を推進し、重複業務の点検や省エネルギー対策設備の導入に取り組み、管理的経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 経営的視点から愛知教育大学の既存施設の地域開放や附属図書館の共同利用などを積極的に推進し、研修施設の活用方策について、その在り方を見直す。
- ② 資金計画に基づき流動資産の安全かつ積極的運用により運用益を確保するなど資産の有効活用を図る。

<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価及び外部評価の結果を大学の教育研究並びに組織及び運営等の改善に結びつける。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 評価対応組織を再構築し、評価結果の分析に基づき改善計画を策定とともに、改善状況を定期的に確認し、その成果を検証する。
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究並びに組織及び運営等に関する情報を、積極的に広報し、社会に対する説明責任を果たす。 	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各種の大学情報をデータベース化し、インターネットその他広く提供することができる方法を活用して情報公開や情報発信等を行う。
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 附属学校園を含む法人全体のキャンパス整備6ヶ年計画を定め、豊かな自然を活かした環境配慮型エコキャンパスを創造し、快適な教育・研究環境づくりを計画的に推進する。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境報告書に温室効果ガスの削減目標を記載し、その達成に向けて自然エネルギーの活用等全学的な省エネルギー化を進める。 ② 理数系教員養成の推進と狭隘化解消のための総合研究棟の新設及び老朽化した教育研究棟の改修などキャンパス整備6ヶ年計画を定め、学生・教職員のための魅力あるキャンパス環境の整備に重点的に取り組む。 ③ 共同利用スペースの整備を計画的に実施し、既存施設を有効活用する。 ④ 国レベルの拠点校及び地域のモデル校としてふさわしい附属学校園の施設・設備を充実する。
<p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全学的・総合的な安全管理体制の整備を進め、想定される事象ごとに予防的措置にも力を注ぎ、安全管理体制をより強固に構築していく。 	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発生することが予想される東海地震及び東南海地震への安全対策や防災訓練、防犯訓練等の安全管理に関わる諸活動を行う中で、全構成員に対し危機管理意識の徹底を図る。

- ② 情報セキュリティ対策を推進するため、情報システム運用基本方針に従い、情報システムの秩序と安全性を確保し、安定的に効果的な運用に努める。

3 法令遵守に関する目標

- 国立大学法人法及び関係法令を遵守し、教職員一人一人に法令遵守の意識を徹底させる。

② あらゆる危機に対応するための包括的危機管理マニュアルの点検整備を計画的に行う。

③ 情報セキュリティに対する侵害の阻止及び情報資産の適切な管理・保護を推進するため、定期的に情報基盤を見直しとともに、全構成員に対し情報セキュリティ対策に関する教育と支援を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 法令遵守に係る検証体制の整備を図るとともに、個人情報漏えい、不正経理、各種ハラスメント等の、法令遵守に関わる研修会を開催する。

VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

14億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・樋の湖研修施設の土地及び建物（岐阜県中津川市上野字樋の木587番1）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・重要な財産を担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

○剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、学生生活支援の充実、教育研究環境の整備及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
職員宿舎改修事業 小規模改修	総額 410	長期借入金 (200百万円)
		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (210百万円)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- ① 教員の配置等においては、総人件費管理体制（ポイント制）に移行するなど、管理方式の改善を進める。学長裁量ポイントを確保するなど、学長裁量の教員を確保し、弹力的で機動的な人的資源の配分を行う。
- ② 教職大学院での実務家教員の愛知県教育委員会・名古屋市教育委員会及び附属学校からの任期付き派遣教員による人事交流を行う。また、附属学校教員の採用等においては、附属学校園が大学の実験校・実習校であるとの位置づけを踏まえ、公立学校等との人事交流を含め、広く人材の確保に努める。

- ③ 事務職員については、全事務職員に研修の機会を与えるとともに、他機関との人事交流を積極的に行い、資質の向上に努める。また、民間企業等において一定の経験を有するなど、専門的な知識・能力を持った人材を積極的に登用するなど、職員の専門職化及び組織の活性化に努める。
- ④ 個人化を推進し、重点的取組を強化するため、任期付きの教員・研究員・専門職員等の多様な職種の採用、並びに海外及び国内の教育研究機関との人事交流などを可能とする人事計画を進める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 34, 316百万円
(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

○中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金 償還金（民間金融機関）	—	—	—	—	10	10	20	180	200

(注) 金額については見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

4 積立金の使途

○積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、教育研究に係る業務及びその附帯業務の財源に充てる。

中期目標

中期計画

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位: 百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	【暫定】【30,671】 31,233
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	210
自己収入	15,756
授業料及び入学料検定料収入	15,421
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	335
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	525
長期借入金収入	0
計	【暫定】【47,162】 47,724
支出	
業務費	
教育研究経費	【暫定】【46,427】 46,989
診療経費	【暫定】【46,427】 46,989
施設整備費	0
船舶建造費	210
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	0
長期借入金償還金	525
	0
計	【暫定】【47,162】 47,724

※各区分【暫定】の額は大学改革促進係数を反映した額、その右側には反映していない額を記載。

※【諸係数】中「 α (アルファ) : 大学改革促進係数。」にも【暫定】と付記した。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 34,316百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I 【一般運営費交付金対象事業費】

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費（①）を対象。

F(y) : その他教育研究経費（②）を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入（③）、その他収入（④）を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要な経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I (y) : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要な経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。 【暫定】

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度 ~ 平成 27 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	【暫定】 46,953 47,515
業務費	【暫定】 46,953 47,515
教育研究経費	【暫定】 45,663 46,225
診療経費	【暫定】 7,988 8,550
受託研究費等	0
役員人件費	297
教員人件費	462
職員人件費	29,451
一般管理費	7,465
財務費用	728
雑損	0
減価償却費	0
臨時損失	562
	0
収入の部	
経常収益	【暫定】 46,953 47,515
運営費交付金収益	【暫定】 46,953 47,515
授業料収益	【暫定】 30,592 31,154
入学会収益	12,580
検定料収益	1,969
附属病院収益	424
受託研究等収益	0
寄附金収益	297
財務収益	194
雑益	29
資産見返負債戻入	306
臨時利益	562
純利益	0
総利益	0

※各区分【暫定】の額は大学改革促進係数を反映した額、その右側には反映していない額を記載。

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 22 年度 ~ 平成 27 年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	【暫定】 [47,505] 48,067
投資活動による支出	【暫定】 [46,134] 46,696
財務活動による支出	1,028
次期中期目標期間への繰越金	0 343
資金収入	
業務活動による収入	【暫定】 [47,505] 48,067
運営費交付金による収入	【暫定】 [46,952] 47,514
授業料及び入学料検定料による収入	【暫定】 [30,671] 31,233
附属病院収入	15,421
受託研究等収入	0 297
寄附金収入	229
その他の収入	334
投資活動による収入	210
施設費による収入	210
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	343

※各区分 【暫定】 の額は大学改革促進係数を反映した額、その右側には反映していない額を記載。

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

中期目標		中期計画		
別表（学部、研究科等）		別表（収容定員）		
学 部	教育学部			
研究 科	教育学研究科 教育実践研究科			
		平成 22 年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野 2,572人)	
			教育学研究科 200人 (うち修士課程 200人)	
			教育実践研究科 100人 (うち専門職学位課程 100人)	
		平成 23 年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野 2,572人)	
			教育学研究科 200人 (うち修士課程 200人)	
			教育実践研究科 100人 (うち専門職学位課程 100人)	
		平成 24 年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野 2,572人)	
			教育学研究科 204人 (うち修士課程 200人) 後期 3 年博士課程 4人	
			教育実践研究科 100人 (うち専門職学位課程 100人)	
		平成 25 年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野 2,572人)	
			教育学研究科 208人 (うち修士課程 200人) 後期 3 年博士課程 8人	
			教育実践研究科 100人 (うち専門職学位課程 100人)	
		平成 26 年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野 2,572人)	
			教育学研究科 212人 (うち修士課程 200人) 後期 3 年博士課程 12人	
			教育実践研究科 100人 (うち専門職学位課程 100人)	
		平成 27 年度	教育学部 3,500人 (うち教員養成に係る分野 2,572人)	
			教育学研究科 212人 (うち修士課程 200人) 後期 3 年博士課程 12人	
			教育実践研究科 100人 (うち専門職学位課程 100人)	